

## 法律新語“領土”の成立とその周辺

藤本 健一

### Study of Formation of a New Legal Term “Ryodo”

FUJIMOTO Kenichi

#### 摘要

本文從語素義與語史的角度分析了“領土、領地、領海、領空”等為來源於日語的法律新詞。“領土”的語素“領”字含有“管轄、統率、領有”等義，本文概括稱之為“管轄”義，同時發現漢語中“領”字管轄義的造詞能力並不強，像“領土”這樣偏正結構的名詞極少，《漢語大詞典》只收了“領地、領土、領海、領水、領域、領空”等詞。其實，早在《漢書》中管轄義的“領”字已經出現了，但是一直到近代，此類表管轄義的“領”仍僅作單音詞在使用，沒有發現複合詞。與此相比，十二世紀的日語文獻裡已經出現“領地”一詞。因此，在近代需要使用表“領土”義一詞時，使用“領”字來造詞，日語就顯得比漢語更有優勢。

另外，細查近代國際法材料可以得知，日語更早使用“領土、領海、領空”等法律新詞，而漢語則在更晚的文獻中才能發現同樣的法律新詞。

總而言之，無論從語素構詞傾向，還是語史來看，“領土”都應是日語首先創造並使用的。

#### 1. はじめに

刘正焱等編の《汉语外来词词典》(1984)によると“領土、領海、領空”

は「来源于日语」の語彙（和製漢語）に分類される。下表①に示した『日本国語大辞典（第2版）』（以下『日国』と略称する）と《近現代辞源》（2010）が提示する典拠の出版時期から見ても、日本語の用例が先行しているため和製漢語である可能性は大きい。なお“領空”については『國際法雜誌』（第7巻第1号、1908）に用例があると確認できている。

表①

	『日国』の典拠	《近現代辞源》の典拠
領土	『国会論』（1888）	《清議報》（1898）
領海	『禁令考』（1863）	《世界通史・近世史》（1903）
領空	『吉里吉里人』（1981）	《英漢对照百科名匯》（1931）

しかし、“領土”は明治の初めには使われておらず、この概念を表わすためにほかの語彙を使用していた。では、なぜ今日のように“領土”が広まったのか、以前はどのような語を用いていたのか、中国語で“領土”が受け入れられた背景はどうなっていたのか、について考察していきたい。

## 2. “領”の意味

まず“領土”を構成している語素の“領”の意味をみていく。

中国語の辞典を見ると、《漢語大字典》の「⑥統率；管轄。如：領土；領海。」、《漢語大詞典》の「6. 統率；管領。」、《現代漢語詞典》（第6版）の「⑦領有；領有的：占～|～土|～海。」などがその意味にあたる<sup>1)</sup>。

日本語の辞典では『日国』の「【一】(2)領有する土地など。領有物。所領。領地。「水戸領」「仙台領」「イギリス領」「フランス領」など、藩や国の名の下に付けて、その国の領地、領土であることを表わすこともある。また、あるものが支配する範囲。」、『大漢和辞典』の「④すべる。とりしめる。しめくくる。をさめる。」、『広辞苑』（第六版）の「①すべておさめること。支配すること。支配地。」などがそれである<sup>2)</sup>。

このことから“領土”の語素“領”の意味は「管轄、領有、統べる、支配」などの意味を含有すると見ることができ、論述の便宜上これを「管轄」義と称する。

「管轄」義の語素“領”を含む複合語を《漢語大詞典》から挙げると、“領土、領水、領地、領有、領主、領空、領海、領務、領理、領域、領掇、占領、管領、總領”が該当する。そのうち“領土”と同じ修飾構造をもつ複合語は“領土、領水、領地、領空、領海、領域”のみで、《漢語大詞典》が収録する“領”を含む語のほんの一部だとわかる<sup>3)</sup>。そして《漢語大詞典》はこの類の複合語に現代の用例を典拠とするか、出典を提示していないかのどちらかである。

表②

	《漢語大詞典》の釈義	《漢語大詞典》の典拠	『日国』の典拠
領土	1. 在一国主权管辖下的区域，包括陆地、领水、领海和领空。	叶圣陶《四三集·一篇宣言》ほか	中江兆民『国会論』(1888)ほか
領水	1. 分布在一个国家领土内的河流、湖泊、运河、港口、海湾等。2. 指领海。	1. なし、2. なし	「露西亜国講和条約」(1905)ほか
領地	1. 奴隶社会、封建社会中领主所占有的土地。 2. 领土。	1. なし、2. 天笑《三勇士》	『今昔物語集』ほか

<sup>1)</sup> このほか“領”の釈義として《漢語大字典》には「①颈，脖子。②衣领。③引；带。④接受，领取。⑤领会。⑦治理。⑧记录。⑨殄死者的被头。⑩山岭。⑪量词。用于衣衾之类。⑫姓。」などがあり、《漢語大詞典》には「1. 脖子。2. 衣领。3. 指被子的被头。4. 要领。5. 治理。7. 引申为提挈。8. 汉代以后，以地位较高的官员兼理较低的职务，谓之“領”。也称“録”。9. 带领；引导。10. 接受；领取。11. 领会；领略。12. 记录。13. 量词。用于衣服、铠甲。14. 量词。用于床上用品。15. “嶺”的古字。山岭。16. “嶺”的古字。指轅辕山。17. “嶺”的古字。指五岭。18. 通“令。”」などがあり、《現代汉语词典》(第6版)には「①颈；脖子。②领子。③领口。④大纲；要点。⑤量词。⑥带；引。⑧领取。⑨接受。⑩了解(意思)。⑪姓。」がある。

<sup>2)</sup> ほかに『日国』には「【一】(1) 令制で郡司の官職名。長官を大領、次官を少領といった。【二】装束・鎧などのひとそろいの数をかぞえるのに用いる。」とあり、『大漢和辞典』には「①くび。②えり。③そろひ。あさね。⑤うける。⑥しるす。⑦さとる。⑧おもむき。⑨かなめ。⑩もちまへ。才能。⑪かしら。をさ。⑫かづき。⑬より。⑭やま。みね。⑮周の地名。』、『広辞苑』(第六版)は「②おさめる人。かしら。③郡司の官。④装束・甲冑などを数える語。」とある。

領空	一个国家的陆地、领水和领海上的整个空间，是该国领土的组成部分。	なし	井上ひさし『吉里吉里人』(1981)
領海	1. 距离一国海岸线一定宽度的海域，是该国领土的一部分。2. 领有海域；管辖海疆。	1. なし、2. 秋瑾《黄海舟中感怀》	徳川禁令考(1863)
領域	2. 学术思想或社会活动的范围。3. 一个国家行使主权的区域。	2. 闻一多《文学的历史动向》ほか、3. なし	夏目漱石『点頭録』(1916)

以上のように語素“領”が「管轄」義である複合語は少数である上に、連体修飾語として機能することはさらに少なく、中国語より先行する用例が日本語に見えるため、上述の“領土、領海、領空”を含めこれらは中国語が借用した和製新語であると考えられる。

### 3. 語素“領”の「管轄」義の成立

“領”に多様な意味があることは辞書の釈義から明らかで、“領土”の意味

3)《漢語大詞典》収録の“領”を含む語は次の通りである。“領工、領土、領口、領巾、領子、領水、領地、領有、領先、領主、領衣、領江、領系(領係)、領兌、領青、領表、領抹、領押、領取、領直、領東、領事、領事裁判權、領事館、領牧、領使、領命、領受、領府、領空、領門兒、領承、領狀、領胡、領南、領要、領牲、領帥、領首、領洗、領軍、領約、領挈、領班、領條、領航、領討、領旂、領料、領海、領悟、領家、領家的、領案、領袖、領務、領納、領紙、領理、領域、領教、領掇、領乾薪、領帶、領帶卡、領喏、領略、領唱、領圈、領章、領率、領情、領裕、領隊、領鄉薦、領絜、領握、領惡、領答、領御、領道、領港、領袂、領結、領給、領統、領幹、領路、領催、領會、領腰、領解、領解、領意、領墻、領銜、領旗、領養、領聞、領綫、領嶠、領盤兒、領諾、領導、領選、領薦、領頭、領録、領憑、領戲、領講、領鬚、領職、領額、領禴、領護、領攝、領覽、領屬、領屬、領鑿、一領、五領、兩上領、主領、承領、乳領、直領、協領、占領、佐領、條領、脩領、傳領、八音領袖、共同綱領、具領、典領、兼領、玄領、交領、率領、卷領、卷領垂衣、分領、制領、參領、受領、壺領、契領、叨領、咽領、貝領、圓冠方領、圓領、帶領、屨領、後進領袖、引領、本領、梅領、標領、支領、正領、收領、整領、曲領、冒領、曉領、牛領、托領、押領、拘領、抱領、招領、挈領、持領、掌領、攝領、脖領、脖領子、腰領、方領、心領、將領、祇領、督領、監領、盤領、皂領、竅領、要領、螭領、螭螭領、螭領、笑領、管領、簿領、簿領書、袍領、裘領、袂領道袍、襦領、翻領、紅領巾、素領、紗帽圓領、統領、綱領、絳領、緣領、總領、總領事、總綱領、酋領、賁領、邪領、都領、部領、通領、過領、進領、遙領、解領、訓領、認領、護領、辟領、辭領、青領、靖領、阿領、開領、關領、項領、項領成、頰領、頭領、頸領、魁領、風領、首領、馬領、驅領、馱領、馱領”。

を支える“領”の「管轄」義の成立についてみていく。

まず、中国語における用例であるが、「管轄」義の例は早くから見られる。用例数が非常に多いため早期用例の一部のみを挙例する。

- (1) 「天下牧守皆以前有翟義、趙明等領州郡」 《漢書》(列傳第六九中)
- (2) 「時劉備領徐州，居下邳，與袁術相拒于淮上」  
《後漢書》(列傳第六五)
- (3) 「又分潞縣置玄州，領一縣，隸總管」 《舊唐書》(志第十九)
- (4) 「近者再置使額，卻領四州，勞逸既均，人心甚泰」  
《舊唐書》(本紀第十九上)
- (5) 「武德元年，改為丹州，領縣五」 《舊唐書》(志第十八)
- (6) 「定襄都督府，領州四：阿德州、執失州、蘇农州、拔延州」  
《新唐書》(志第三三下)

などがある。

(5)の“領縣”と(6)の“領州”は、(3)(4)に“領一縣”“領四州”のような用例も見られるため、複合語としてはまだ十分に熟していないと考えられる。ただ、“領”が土地や場所などの名詞を賓語(目的語)としてとれるということは、後に日本語で先に登場した“領地”や“領土”などのような連体修飾語を“領”でもって創出できる条件がすでに整っていたのだろう。それは同時に和製法律新語である“領土”などを中国語が借用し、普及できた要因だとも言える。一方で、明代までの中国語の文献<sup>4)</sup>を検索したが、“領”の「管轄」義を語素とする複合語は見出だせなかった。“領”の「管轄」義が中国語においては造語能力を持たなかったことを示唆していると思われる。

次に、日本語については以下の例を挙げたい<sup>5)</sup>。

<sup>4)</sup>「漢籍全文検索(第四版)」の全文検索で“領”を検索してヒット項目を全てチェックした。時代区分はデータベースの分類に従った。

<sup>5)</sup>「Japan Knowledge」で公開されている「日本古典文学全集」を利用し、挙例はこれに拠った。

(7) 「わが領ずる莊々、はた多かれど」

『うつほ物語』(969～1011年ごろ)

(8) 「この按察使大納言の領じたまひし宇治の院にいたりたり」

『蜻蛉日記』(974年ごろ)

この例から日本語では10世紀に“領”が一字単独で「管轄」義を表わすことができたとわかる。

(9) 「先祖の御領なりけり」

『うつほ物語』

(10) 「故朱雀院の御領にて宇治院という所」

『源氏物語』(1001～1010年ごろ)

この2例は名詞として用いられている「管轄」義の“領”である。

(11) 「殿の御領所の宇治殿を入れて見るにも」『更級日記』(1060年ごろ)

(12) 「速ニ此ノ領地ヲ可奉シ」 『今昔物語』(1120年以降)

これは前接語素としての“領”の連体修飾による複合語である。

(13) 「日本六十余州、国郡半ばは神領たり」

『保元物語』(1219～1222年ごろ)

(14) 「庄領を没倒し」

『平家物語』(13世紀前半ごろ)

(15) 「社領いかめしく付けられしかば」 『仮名草子集』(江戸時代初期)

(16) 「山形領に立石寺と云山寺有」 『松尾芭蕉集』(江戸時代前期)

この4例は複合語における後接語素の例である。

“領”の単独での名詞用法、「管轄」義の前接語素としての用法、後接語素として場所を表わす用法などは、近代以前の中国語には見られない日本語だけの“領”の特徴である。“領土、領海、領空”の創出はこの発展の趨勢に従っており、“領”の「管轄」義を語素として造語する場合、日本語は中国語に比べてより自然に“領”を選択肢となし得たと思われる。

#### 4. “領土”の成立

国際法の翻訳書を中心に“領土”を使用する以前の用語の変遷を、まず中国語の資料からみていく<sup>6)</sup>。

アジアにおいて最初の国際法翻訳書であるマーティン（丁隴良）訳《萬國公法》（1864）には次の用例がある。「從開闢疆地以來，莫不以此權歸之」（第一卷第二章第十四節）、「俄君執權可隨意增廣其疆土」（第一卷第二章第十九節）、「第十一節 疆內江湖亦為國土」（第二卷第四章）、「斷其疆界，定其自主，並其永守局外之分」（第一卷第二章第九節）。ここに挙げた“疆地、疆土、國土”は領土の意で用いられている。“疆界”は国境の意であり、“疆”を使用することに注目したい。

マーティンが京師同文館において学生等と漢訳した《公法便覽》（1878）には、「侵佔疆土」（卷一第一章第八節）、「若江河決而他流，其疆界不隨之改移」（卷一第二章第七節）、「且論葡人所謂尋獲之邦土」（卷一第二章第四節）、「凡內亂必在本國疆宇以內」（卷三第三章第一節）などがあり、同じく京師同文館でマーティンが漢訳した《公法會通》（1880）には「邦國以疆土人民為重」（第一百三十章）、「蓋國之強大，不在疆域而在人民，不在民數而在民德也」（第九十五章）などの例がある。マーティンの関わった漢訳書では語素“疆”を軸にした訳語を使用する傾向がみられる。

これに遅れて江南製造局翻訳館の大翻訳家フライヤー（傅蘭雅）も国際法漢訳書を世に送り出している。そのひとつが《公法總論》（1894）で、「如歐羅巴內有一國欲拓開疆界」（論平權之理）、「不許歐羅巴各國於亞墨利加洲內爭得地界」（論平權之理）、「有數國之權大，因人數多而地界廣，故稱為大國」（論自主國相待為平等）、「局外國所管之地面或水面，可禁止交戰國之兵丁與船隻行過」（論局外過應守之例）などの例がある。また《各國交涉公法論》（1894）には、「有屬於一國所獨得者如本國之地界則不許他國佔據」（卷二第一百五十款）、「國之界內有水道……所轄之地界其水分為六」（卷二第一百五十四款）の例がある。この2書では“地界”を多用し、語素“疆”の使用はマーティンに比べ相当少ない。

ほかにマーティン訳の《公法新編》（1901）には、「問，何為本國地方。答，

<sup>6)</sup> 日中両言語において領土の意で「土地」をよく用いるが、特別な場合を除いて小稿では言及しないこととする。

本國所轄界内水陸……」(第三十節)、「有令其出我疆土者」(第五十節)、「問、何為護界。(割注)或譯領土按西文譯即望風界之意」(第三十八節)、「如憑偽圖以定地界之類，皆可棄而不遵也」(第一百八節)とあり、“疆土”は自身の訳語の継承、“地界”はフライヤーからの影響とも見て取れるが、一方で“地方、護界”など他書とは明らかに異なる視点からの訳語も現れている。そして、第三十八節の割注にある“領土”は和製法律新語であり、マーティンはその存在を知らず敢えて独自の訳語与えていることから、当時まだ和製漢語の影響力が限定的であったと推測される。フライヤーも同年に《邦交公法新論》(1901)を刊行し、「凡自主之國，必有自立之國政，與一定之疆域」(第十六款)、「並不犯該管地界，惟在陸地追拿逃犯，如逾本國疆界，則有違邦交規條」(第一百零八款)などの例から、こちらは既出の語彙を使用していたとわかる。

マーティン、フライヤーと同じく在華宣教師のアレン(林樂知)は《萬國公法要略》(1903)を漢訳し、「無論何國將士敢犯比國疆土，我英即助比以伐之」(卷二第一章)、「兩旁皆屬一國之疆宇」(卷二第二章)などのようにマーティンと同様の訳語を使用している<sup>7)</sup>。

国際法の知識導入は初め在華宣教師が先導してきたが、20世紀以降は中国文人が中心となる国際法学書も刊行されるようになり、和製漢語の影響も顕在化してくる。胡薇元<sup>8)</sup>《公法導源》(刊行年不詳)には「在邦國領内之土地及其河湖」(6頁)とあり、領土のことを“領内之土地”とし“領”を用いている所は在華宣教師等の訳語と一線を画している。この他に“領海、領有、領外”なども見られるが、“領地、領土”の用例はない。以下に挙げる3書

<sup>7)</sup> マーティンとアレンの訳語の類似性については拙稿「清末在華宣教師の国際法漢訳書に見える法律語彙」(2013年、『中国語研究』第55号 pp.94-107、白帝社)にも論述があり、これも合わせて参照されたい。

<sup>8)</sup> 生卒年など未詳。1900年の序文がある。本書に“国際法、国際公法、裁判所、義務、締結、憲法、商法、罰金、國事犯”などの法律語彙が使用されていることから、著述において日本人との交流、または日本語に触れた可能性が高いと推察されるが、詳細究明は今後の課題としたい。なお20世紀初頭に漢訳法学書以外の国際法著作に日中同形の法律新語が用いられたことは特筆すべき事項である。



は一層和製漢語の影響が窺える。

林榮編訳の《國際公法精義》（1903）には、「出於杜絶他國掠其領地，以為根據之患」（22頁）、「則當不認舊國家對此領土之主權也」（25頁）の例があり、商務印書館訳《國際公法大綱》（1903）には「第七章 國家領地」、「領地主權亦有因他國而限制，如本國領土行他國主權」（第六章）とあり、但燾訳《國際公法提綱》（1910）には「第三節 國家在領土上權利差異之程度」（第三章）、「在東亞非利加領地內有審判權」（16頁）、「各國臣民寄居日本疆土者受治於日本法律」（17頁）などがあり、ともに“領土、領地”を使用している。

《國際公法精義》と《國際公法大綱》には序文と跋文がないため、漢訳の経緯や底本などは知れないが、林榮は翻訳書刊行時に日本に在住しており、日本語にも精通していたと考えられるため、《國際公法精義》が欧文原典からの漢訳である可能性を完全には排除しきれないが、当時の留日学生が多数の日本書を漢訳してきたことを考えると、《國際公法精義》は日本書を底本に漢訳したのかも知れない。《國際公法提綱》の訳者但燾は凡例を見ると英文原典から漢訳したことを匂わせているが、用語や傍点の付け方などから窪田熊藏訳『國際公法大意』（1897）を底本としたのではないかと推測される。

そして、国際法学書以外に《清議報》（1898）、《申報》（1904）などにも和製法律新語の“領土”が見られるように、中国語が“領土”を借用してからは社会に広まり、《普通百科新大詞典》（1911）、李祖蔭編《法律辭典》（1927）、朱采真編《中國法律大辭典》（1931）などにも収録された。

では、日本語の状況はどうか、同様に国際法の翻訳書を中心にみていく。

日本語の最初の国際法学書は西周訳の『畢洒林氏萬國公法』（1868）である。領土に相当するのは、「自國ノ地疆ヲ守リ損害ヲ受サルノ權」（第一卷第二章第四節）、「自國ノ疆地ヲ守リ損害ヲ受サルノ權」（第一卷第二章第五節）にある“地疆、疆地”である。『畢洒林氏萬國公法』は今まで指摘されてきたようにマーティン訳《萬國公法》（1864）から大きな影響を受けているだけに、“疆地”を使用している。これ以降は“領地”を使用するのが一般的となる。

津田真道訳の『泰西國法論』（1868）には、「歐羅巴ノ諸國皆其海外領地ノ黒奴ヲ廢シタリ」（第三編第二十四章）、福地源一郎訳『外國交際法』（1869）には「領地ヨリ之ヲ放還スルノ理アリ」（第二篇第十一章）の用例がある。そして、箕作麟祥訳『國際法』（1875）においては、「國ノ領地トハ國ノ疆界内ニ在ル陸地ト全ク其疆界内ニ在ル内海湖河トヲ包括スル者ナリ」（卷二第五十四條）と、“領地”を定義付けしている。“國際法、國際私法、國際公法、裁判官”などは箕作訳『國際法』に端を発する和製法律新語であり、本書はその後の法律語“領地”の普及にも積極的な作用があったと推察される。

荒川邦藏、木下周一訳の『海氏萬國公法』（1877）では「第十三條領地」、「總テ領土ノ地上地下ニ在ルモノ」（199頁）、「此疆域内ニ生スル天然ノ所産」（87頁）、「第六七條國土ノ能用」（199頁）、「疆土ニ入ルヲ禁シ」（217頁）と、多様な語を用いて訳語が定まらない感があるが、“領土”が現れたことは注目に値する。現在確認できている“領土”の初出例である。しかし新語“領土”は登場後10年あまり出版物に使われていなかった。下表③を参照されたい。

表③

国際法学書	領土に関わりのある法律語 <sup>9)</sup>
審地事務局訳『ケント氏萬國公法』（1876）	疆土 105、領地 186、邦土 188、領分 152
大築拙藏訳『惠頓萬國公法』（1882）	領地 77、国土 47、封土 90、所領 77
中村孟『萬國公法問答』（1887）	領地 27、疆土 104、
三宅恒徳訳『國際法』（1888）	領地 23、国土 173
三崎龜之助『國際公法』（1888）	領地 5、封土 93、領分 307
沼崎甚三『萬國公法要訣』（1888）	疆土 107、疆域 36、封土 25
海軍參謀部『海上國際公法』（1889）	領地 2
石川錦一郎『國際公法』（1890）	領土 101、領地 66、疆土 115
山田喜之助講述『國際公法』（1890）	領地 21、領土 32
水交社訳『國際公法論』（1893）	領地 22、国土 55、邦土 56

<sup>9)</sup> 各書において使用頻度が最も高い法律語を先頭に挙げ、その他は順不同とした。また数字は用例を確認できる頁数である。

秋山雅之助『國際公法』(1893)	領地 188、領分 44、領域 53
石川錦一郎『國際公法』(1894)	領土 101、領地 66、疆土 115
陸奥廣吉訳『國際公法摘要』(1895)	領土 20、領地 181
窪田熊蔵訳『國際公法大意』(1897)	領土 27、領地 15、領域 65

1880年代は“領地”の使用が優勢であるが、1890年代半ばからは“領土”が中心となり、“領地”は目立たなくなる。『萬國公法要訣』には“領地、領土”の用例はないが、「局外國ノ疆土領内ニ於テ」(145頁)のように“領”を含む語は見られる。また、石川『國際公法』(1890)は「一國ノ領土トハ」のように用語の定義に“領土”を使用する。

マーティン訳《萬國公法》(1864)の影響を強く受けた西訳『畢洒林氏萬國公法』(1868)のほかは“疆地”を使用していないことは、少なくとも漢訳国際法学書は明治初期にのみ日本語語彙に影響を与えていた事実の一端を示している。また“領土”の初出が司法省も蔵書した『海氏萬國公法』(1877)であったことは、偶然と言えるかもしれないが、法律を与る政府機関が法律語の定着に影響力を持っていたと一般的な認識にも符合する。

明治の初めから日本語が“領地”を訳語に選定できたのは、すでに外国語との対訳関係が形成されていたためである。メドハーストの『英和和英語彙集』(1830)では territory の訳語に“領地”を当てており<sup>10)</sup>、堀達之助の『英和對譯袖珍辭書』(1862)は territory に“領分、国、地方”を、demain<sup>11)</sup>に“領地、持物”を訳語としている。このことから“領土”の出現以前は日本語においてこの概念を“領地”で表わすことは容易であったと推察される。

しかし、在来の“領地”がありながら、なぜ“領土”を創出する必要があるか

<sup>10)</sup>『英和和英語彙集』の底本のひとつと目される『蘭語訳撰』(1810)では既に「領地」を訳語としている、と陳力衛先生よりご教示いただいた。ここにて感謝申し上げます。

<sup>11)</sup>「Demain, Demean, Demesne, Domain」を1つの項目として訳語に「領地、持物」を当てている。

たのか。渡部萬藏は『現行法律語の史的考察』（1930：130）において

領地は文字上からは領土と同義であらねばならぬ、併し現在では領土は  
国家の領域で、領地又は領分は往時の國內に配置された大名其他の封土  
や知行地を指すのである

と指摘している。“領地”と“領土”は區別されるべき語として発展したこ  
とを意味しており、歴史ある“領地”だからこそ付きまとう「古臭さ」を払  
拭するために“領土”が誕生したのである。

## 5. “領海”の広まり

“領海”の意を1語に集約させることは中国語において“領土”の時以上  
に困難であった。

マーティン訳《萬國公法》（1864）の「第六節管沿海近處之權」（第二卷第  
四章）は領海に関する論述でありながら、“領海”に相当する適当な訳語を  
見出すことができない。《公法便覽》（1880）の「如船行大海，苟不在他國海  
界以內，則本國主權法律常與之俱」（卷一第二章第三節）にある“海界”は  
領海の意に近く、“疆界”と対応している。

《公法總論》（1894）には「局外國所管之地面或水面，可禁止交戰國之兵丁  
與船隻行過」（論局外過應守之例）、《各國交涉公法論》（1894）には「國之界  
內有水道……所轄之地界其水分為六」（卷二第一百五十四款）、「尚未明定本  
國或他國管理海道之界限」（卷二第一百八十八款）とあり、“水面、水道、  
海道”はともに領海を表している。

《公法新編》（1901）には「美墨之役，墨之海疆不守」（第一百九十六節）  
の例があり、“海疆”は《公法便覽》の“海界”と用字に通ずる視点があり、  
両書ともマーティンが関与したことに起因するのだろう。フライヤー訳《邦  
交公法新論》（1901）の「凡友邦兵船到躡過所轄海面，本國必優為相待」（第  
一百零五款）、「此種案，必任他國船於本國所轄水面拿獲罪船」（第一百十三  
款）にある「所轄海面」「所轄水面」は《公法總論》の繼承発展と見るこ  
とができ、マーティンとフライヤーの両者はともに“領海”に相当する法律語

を模索していたと考えられる。またアレン訳《萬國公法要略》（1903）は「各國水道之權」（卷二第二章）、「凡國之官艦民船在本國水道之中悉以全權轄治」（卷二第三章）のように領海の意味で“水道”を使用し《各國交渉公法論》に同じであるが、同時に「凡客商船隻在本國屬水以内地方官可治」（卷二第三章）のように新しい“屬水”という表現も用いた。

ここまで中国語は“領海”の固定した用語を定めることはできなかつたようであるが、和製漢語に傾倒している《公法導源》、《國際公法精義》（1903）《國際公法大綱》（1903）《國際公法提綱》（1910）などはそろって“領海”を使用し、一気に現在に続く流れを作り出したと見える。ちなみに《國際公法精義》（1903）には“領河”も見られる。

一方、日本語では“領海”は『日国』によると江戸末期の『禁令考』（1863）に用例があるが、明治初期の國際法の和訳書ではなかなか“領海”で訳出されなかつた。西訳『畢洒林氏萬國公法』（1868）「第八章 河海并ニ其他諸水ニ係ワル所有ノ權」（第二卷）、箕作訳『國際法』（1875）「第五十六條 水ヲ專管スル權」、大築訳『惠頓萬國公法』（1882）「海上管轄ノ權」（第百七十七條）などは領海に関する解説部分でありながら、“領海”に該当する訳語は見出だせない。

『ケント氏萬國公法』（1876）に“領海”（246頁）が現れた後、その他の類義語はほとんど見当たらず、『海氏萬國公法』（1877）、『萬國公法問答』（1887）、三崎『國際公法』（1888）、『萬國公法要訣』（1888）、『海上國際公法』（1889）、石川『國際公法』（1890、1894）、山田『國際公法』（1890）、水交社訳『國際公法論』（1893）、陸奥訳『國際公法摘要』（1895）、窪田訳『國際公法大意』（1897）のそれぞれで“領海”が使用され、着実に広まりを見せた。

三宅恒徳の『國際法』（1888）では“領海”は用いられることなく、「歐洲内水ニシテ舟行ヲ禁ゼラレタル者ハ未ダ之レ有ラズ」（166頁）のように“内水”を使っている。秋山『國際公法』（1893）では「沿海」（48頁）の項目に、「一國の海上に於ける領地」との表現があり、“領地”を“領土”、“領海”を包括する意味で使用している。また、『海上國際公法』（1889）と陸奥訳『國

際公法摘要』(1895)には“領水”も見られる。

“領海”は日中ともに1語による訳出に苦慮したが、日本語においては明治以降“領海”が訳語に使用されるやいなや、明治10年代以降急速に広まった感がある。中国語は様々な訳語が試されてきたが、和製漢語の“領海”が舶来した後はこの新語が市民権を獲得した。

## 6. 余論

“領土、領海”に加え、管見では“領空”も和製漢語である。“領空”は気球、飛行船、飛行機等の性能が向上してから意識されはじめた概念で、ライト兄弟が有人飛行に成功したのが1903年、そこからわずか5年後の『国際法雑誌』第7巻第1号(1908)には松島肇の論文「領空論」が掲載され、“領空”という用語が現れるのみならず、その定義についても論述されている。“領空”は日本、中国の順に普及し、今日に至るのだろう。

小稿では“領土”の成立について語素義、訳語の変遷の視点から考察し一定の成果が得られ、“領海”に関する幾らかの資料も提示できた。“領空”については中国語への借用に関する文献資料を提示できなかつたが、和製漢語の“領地、領土、領海”が中国に普及したことを考えれば、“領空”も借用しやすかったと考えられる。

しかし、“領地”と“領土”の交替の様相における日中差の有無、数量分析の試み、および文化背景との関連性などの考察は今後の課題としたい。また、近代の国際法翻訳書において英華辞典、英和辞典の利用の程度についても調査していきたい。

### 【言語資料：中国語】

惠頓著、丁韞良譯 1864《萬國公法》(京都崇實館存板、慶應元年開成所繙刻)

吳爾璽著、丁韞良等譯 1878《公法便覽》(妻木頼矩訓點本)

步倫著、丁韞良譯 1880《公法會通》(岸田吟香訓點本)

羅柏村著、傅蘭雅、汪振聲同譯 1894《公法總論》(江南製造總局鋳板)

費利摩羅巴德著、傅蘭雅口譯 1894《各國交涉公法論》(江南製造局繙譯館聚珍板)

胡薇元(1900序)《公法導源》(出版情報不詳)

霍珥著、丁隴良譯 1901年初版《公法新編》(1903年,上海廣學會藏板)

佛措孫譯、傅蘭雅口譯 1901《邦交公法新論》上海格致書室

勞麟賜著、林樂知譯意、蔡爾康達辭 1903《萬國公法要略》(上海廣學會藏板)

林榮編譯 1903《國際公法精義》閩學會叢書、閩學會

雷士特著、商務印書館譯 1903《國際公法大綱》商務印書館

羅麟斯著、但燾譯 1910《國際公法提綱》(觀物化齋藏版)杭州城內太廟巷但公館

黃魔西編 1911《普通百科新大詞典》国学扶輪社

李祖蔭 1927《法律辭典》北京朝陽大學

朱采真編輯、陸鼎揆、吳經熊、朱鴻達等校閱 1931《中國法律大辭典》世界書局

#### 【言語資料：日本語】

津田真道訳 1868年初版『泰西國法論』、(1876年翻刻版参照)

西周訳 1868年初版『畢洒林氏萬國公法』(出版社未明記)

福地源一郎訳訂 1869『外國交際公法』(福地氏藏板)、岡田屋嘉七

箕作麟祥訳 1875『國際法：一名萬國公法』(弘文堂藏版)

蕃地事務局譯 1876『ケント氏萬國公法』板上半七

海弗得著、荒川邦藏、木下周一訳 1877『海氏萬國公法』(司法省藏版)

大築拙蔵訳 1882『惠頓萬國公法』司法省

司法省編訳 1883『法律語彙初稿』司法省

中村孟 1887『萬國公法問答』(海軍兵学校)

三崎龜之助講述 1888『國際公法』(出版情報不詳)

ホール著、三宅恒徳訳 1888.3『國際法』横田四郎

沼崎甚三 1888.8『萬國公法要訣』博聞社

海軍參謀部 1889『海上國際公法』(出版情報不詳)

石川錦一郎 1890.4『國際公法』博文館

山田喜之助講述、北岡保定編 1890.8『國際公法』北岡保定

ローレンス著、水交社訳 1893.4『國際公法論』水交社

秋山雅之助講義 1893.6『國際公法』東京專門學校

石川錦一郎 1894『國際公法』博文館

ローレンス著、陸奥廣吉訳 1895『國際公法摘要』丸善

ローレンス著、窪田熊藏訳 1897『國際公法大意』窪田熊藏

國際法學會 1908『國際法雜誌』第7卷第1号、國際法學會事務所

### 【参考文献】

渡部萬藏 1930『現行法律語の史的考察』（萬里閣書房蔵版）

刘正琰、高名凱、麦永乾、史有为編 1984《汉语外来词词典》上海辞书出版社

諸橋鞅次著 1955-1960『大漢和辞典』大修館書店

羅竹風主編 1986-1994《漢語大詞典》上海辞書出版社、漢語大詞典出版社

陳力衛 2001『和製漢語の形成とその展開』汲古書院

日本国語大辞典第二版編集委員会、小学館国語辞典編集部編 2000-2002『日本国語大辞典（第2版）』小学館

新村出編 2008『広辞苑』（第六版）、岩波書店

漢語大字典編輯委員會編纂 2010《漢語大字典》（第2版）、四川辭書出版社

黄河清編 2010《近现代辞源》上海辞书出版社

中国社会科学院语言研究所词典编辑室 2012《现代汉语词典》（第6版）、商务印书馆

藤本健一 2012〈从“假释”看汉日词汇的交流方式〉『語学教育研究論叢』(30)、大東文化大学語学教育研究所

陕西师范大学「汉籍全文检索系统（第四版）」

「Japan Knowledge」<http://japanknowledge.com/library/>